

議案第 34 号

苫小牧市副市長の選任について

苫小牧市副市長 山本 俊介 氏が令和 7 年 3 月 31 日をもって退職するため、その後任に下記の者を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 11 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

記

議案第 35 号

苫小牧市教育委員会教育長の任命について

苫小牧市教育委員会教育長 福原 功 氏が令和 7 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、その後任に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 11 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

記

議案第 36 号

令和 6 年度苫小牧市一般会計補正予算（第 9 回）について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 11 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

令和 6 年度苫小牧市一般会計補正予算（第 9 回）

令和 6 年度苫小牧市の一般会計補正予算（第 9 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 167,490 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 95,368,730 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 国庫支出金		23,051,857	75,004	23,126,861
	2 国庫補助金	7,345,145	75,004	7,420,149
20 繰入金		3,611,274	186	3,611,460
	1 基金繰入金	3,611,274	186	3,611,460
23 市債		7,841,691	92,300	7,933,991
	1 市債	7,841,691	92,300	7,933,991
歳 入 合 計		95,201,240	167,490	95,368,730

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		9,874,122	156,790	10,030,912
	1 総務管理費	6,839,101	114,270	6,953,371
	2 企画費	2,609,794	42,520	2,652,314
10 教育費		5,132,095	10,700	5,142,795
	4 社会教育費	525,450	10,700	536,150
歳 出 合 計		95,201,240	167,490	95,368,730

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎ゼロカーボン事業	114,270
	2 企画費	スポーツ施設整備	59,163
10 教育費	4 社会教育費	美術博物館LED化事業	10,700
合 計			184,133

第3表 地方債補正

追加及び変更

(単位:千円)

起債の目的		追加 変更 の	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎改修事業		追加	63,900	証書又は証券	4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	借入先と協議する。 ただし、財政の都合 により繰上償還をな し、又は低利債に借 換えすることができる。
社会教育施設整備事業		追加	6,800	〃		
スポーツ施設整備事業		変更前	81,400	〃		
		変更後	103,000	〃		
合 計	補 正 額		92,300			
	補 正 前 の 額		7,841,691			
	補 正 後 の 額		7,933,991			

1 歳入事項別明細書

国庫支出金								(単位：千円)
款	項		補正前の額	補正額	計	節		明
	目					区 分	金 額	
16	国庫支出金		23,051,857	75,004	23,126,861			
2	国庫補助金		7,345,145	75,004	7,420,149			
11	地域脱炭素移行 ・再エネ推進交 付金		196,062	75,004	271,066	1 重点対策加速化 事業費	75,004	庁舎ゼロカーボン事業費 スポーツ施設整備費 美術館LED化事業費
								50,275
								20,896
								3,833

繰入金											(単位：千円)
款	項		補正前の額	補正額	計	節		説	明		
	目					区分	金額				
20	繰入金		3,611,274	186	3,611,460						
1	基金繰入金		3,611,274	186	3,611,460						
14	公共施設整備基金繰入金		145,032	186	145,218	1	公共施設整備基金繰入金	186	公共施設整備基金繰入金	186	

市債

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
23 市債		7,841,691	92,300	7,933,991			
1 市債		7,841,691	92,300	7,933,991			
1 総務債		3,878,700	85,500	3,964,200	3 スポーツ施設整備事業債	21,600	スポーツ施設整備事業債 21,600
					5 庁舎改修事業債	63,900	庁舎改修事業債 63,900
6 教育債		934,200	6,800	941,000	3 社会教育施設整備事業債	6,800	美術博物館LED化事業債 6,800

2 歳出事項別明細書

総務費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳		節 区分	金額	説明
				特定 国道支出金	地方債	その他	一般財源	一般財源			
2 総務費	9,874,122	156,790	10,030,912	71,171	85,500	119					
1 総務管理費	6,839,101	114,270	6,953,371	50,275	63,900	95					
3 庁舎管理費	352,786	114,270	467,056	50,275	63,900	95			14 工事請負費	114,270	●庁舎ゼロカーボン事業費【繰越明許費】
				重点対策加速 化事業費 50,275	庁舎改修事業 債 63,900	公共施設整備 基金繰入金 95					
2 企画費	2,609,794	42,520	2,652,314	20,896	21,600	24					
4 スポーツ施設 費	1,050,773	42,520	1,093,293	20,896	21,600	24			14 工事請負費	42,520	●スポーツ施設整備費【繰越明許費】
				重点対策加速 化事業費 20,896	スポーツ施設 整備事業債 21,600	公共施設整備 基金繰入金 24					

教育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		内訳	節		説明
				特定地方債	財源その他		区分	金額	
10 教育費	5,132,095	10,700	5,142,795	3,833	6,800	67			
4 社会教育費	525,450	10,700	536,150	3,833	6,800	67			
5 美術博物館費	60,397	10,700	71,097	3,833	6,800	67	14 工事請負費	10,700	●美術博物館LED化事業費【繰越明許費】
				重点対策加速 化事業費 3,833	社会教育施設 整備事業債 6,800	公共施設整備 基金繰入金 67			

地 方 債 に 関 す る 調 書

追加及び変更

(単位：千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当 該 年 度 中		増 減 見 込 額	当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額		
1 普 通 債			92,300			92,300
(1) 総 務			85,500			85,500
(7) 教 育			6,800			6,800
合 計			92,300			92,300
補 正 額						
補 正 前 の 額	88,143,736	88,166,453	7,841,691		7,653,854	88,354,290
補 正 後 の 額	88,143,736	88,166,453	7,933,991		7,653,854	88,446,590

議案第 37 号

令和 7 年度苫小牧市一般会計補正予算（第 1 回）について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 11 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

令和 7 年度苫小牧市一般会計補正予算（第 1 回）

令和 7 年度苫小牧市の一般会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 167,490 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 91,407,510 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更及び廃止は、「第 2 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 国庫支出金		19,520,215	△ 75,004	19,445,211
	2 国庫補助金	3,657,595	△ 75,004	3,582,591
20 繰入金		3,455,664	△ 23,286	3,432,378
	2 基金繰入金	3,391,750	△ 23,286	3,368,464
23 市債		7,626,700	△ 69,200	7,557,500
	1 市債	7,626,700	△ 69,200	7,557,500
歳 入 合 計		91,575,000	△ 167,490	91,407,510

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		8,890,713	△ 156,790	8,733,923
	1 総務管理費	5,883,055	△ 114,270	5,768,785
	2 企画費	2,486,316	△ 42,520	2,443,796
10 教育費		3,657,922	△ 10,700	3,647,222
	4 社会教育費	549,296	△ 10,700	538,596
歳 出 合 計		91,575,000	△ 167,490	91,407,510

第2表 地方債補正

変更及び廃止

(単位:千円)

起 債 の 目 的		変 更 廃 の 別	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
社会教育施設整備事業	変 更 前		8,300	証書又は証券	4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	借入先と協議する。 ただし、財政の都合 により繰上償還をな し、又は低利債に借 換えすることができる。
	変 更 後		3,200	〃		
スポーツ施設整備事業	廃 止 前		16,200	〃		
	廃 止 後		-	-		
庁 舎 改 修 事 業	廃 止 前		47,900	証書又は証券		
	廃 止 後		-	-		
合 計	補 正 額		△69,200			
	補 正 前 の 額		7,626,700			
	補 正 後 の 額		7,557,500			

1 歳入事項別明細書

国庫支出金							(単位：千円)	
款	項		補正前の額	補正額	計	節		明
	目					区	分	
16	国庫支出金		19,520,215	△ 75,004	19,445,211			
2	国庫補助金		3,657,595	△ 75,004	3,582,591			
11	地域脱炭素移行 ・再エネ推進交 付金		322,601	△ 75,004	247,597	1 重点対策加速化 事業費	△ 75,004	庁舎ゼロカーボン事業費 スポーツ施設整備費 美術館 L E D 化事業費 △ 50,275 △ 20,896 △ 3,833

繰入金										(単位：千円)
款	項		補正前の額	補正額	計	節		説	明	
	目					区分	金額			
20	繰入金		3,455,664	△ 23,286	3,432,378					
2	基金繰入金		3,391,750	△ 23,286	3,368,464					
12	財政調整基金繰入金		1,669,996	△ 386	1,669,610	1 財政調整基金繰入金	△ 386	財政調整基金繰入金	△ 386	
14	公共施設整備基金繰入金		290,000	△ 22,900	267,100	1 公共施設整備基金繰入金	△ 22,900	公共施設整備基金繰入金	△ 22,900	

市債		(単位：千円)						
款	項	補正前の額	補正額	計	節		説	明
	目				区分	金額		
23 市債		7,626,700	△ 69,200	7,557,500				
1 市債		7,626,700	△ 69,200	7,557,500				
1 総務債		3,392,200	△ 64,100	3,328,100	3 スポーツ施設整備事業債	△ 16,200	スポーツ施設整備事業債	△ 16,200
					5 庁舎改修事業債	△ 47,900	庁舎改修事業債	△ 47,900
6 教育債		92,200	△ 5,100	87,100	2 社会教育施設整備事業債	△ 5,100	美術博物館LED化事業債	△ 5,100

2 歳出事項別明細書

総務費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳	節		説明
				特定	地方債	その他		区分	金額	
2 総務費	8,890,713	△ 156,790	8,733,923	△ 71,171	△ 64,100	△ 21,400	△ 119			
1 総務管理費	5,883,055	△ 114,270	5,768,785	△ 50,275	△ 47,900	△ 16,000	△ 95			
3 庁舎管理費	411,278	△ 114,270	297,008	△ 50,275	△ 47,900	△ 16,000	△ 95	14 工事請負費	△ 114,270	● 庁舎ゼロカーボン事業費 △ 114,270
				重点対策加速 化事業費 △ 50,275	庁舎改修事業 債 △ 47,900	公共施設整備 基金繰入金 △ 16,000				
2 企画費	2,486,316	△ 42,520	2,443,796	△ 20,896	△ 16,200	△ 5,400	△ 24			
4 スポーツ施設 費	919,915	△ 42,520	877,395	△ 20,896	△ 16,200	△ 5,400	△ 24	14 工事請負費	△ 42,520	● スポーツ施設整備費 △ 42,520
				重点対策加速 化事業費 △ 20,896	スポーツ施設 整備事業債 △ 16,200	公共施設整備 基金繰入金 △ 5,400				

教育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		内訳	節		説明
				補正額の特 定支出金	地方債	財源 その他	一般財源	区分	
10 教育費	3,657,922	△ 10,700	3,647,222	△ 3,833	△ 5,100	△ 1,500	△ 267		
4 社会教育費	549,296	△ 10,700	538,596	△ 3,833	△ 5,100	△ 1,500	△ 267		
5 美術博物館費	79,509	△ 10,700	68,809	△ 3,833	△ 5,100	△ 1,500	△ 267	14 工事請負費	●美術博物館LED化事業費 △ 10,700
				重点対策加速 化事業費 △ 3,833	社会教育施設 整備事業債 △ 5,100	公共施設整備 基金繰入金 △ 1,500			

地 方 債 に 関 す る 調 書

変更及び廃止

(単位：千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普 通 債			△ 69,200		△ 69,200
(1) 総 務			△ 64,100		△ 64,100
(7) 教 育			△ 5,100		△ 5,100
合 補 正 額			△ 69,200		△ 69,200
補 正 前 の 額	86,819,753	88,231,990	7,626,700	7,776,117	88,082,573
計 補 正 後 の 額	86,819,753	88,231,990	7,557,500	7,776,117	88,013,373

議案第 38 号

苫小牧市議会会議規則の一部改正について

苫小牧市議会会議規則の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 11 日提出

苫小牧市議会議員	山	谷	芳	則
	神	山	哲	太
	小	山	征	三
	牧	田	俊	之
	小	野	寺	幸
	谷	川	芳	一
	触	沢	高	秀

苫小牧市議会会議規則の一部を改正する規則

苫小牧市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「また」を「、また」に改める。

第4条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第4項中「附ける」を「付ける」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第13条中「行なう」を「行う」に改める。

第14条中「そなえ」を「備え」に改める。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第18条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない」に改め、同条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条中「かえる」を「代える」に改める。

第21条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第23条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第24条第1項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第2項中「終らない」

を「終わらない」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

第25条から第28条までの規定中「行なう」を「行う」に改める。

第29条中「順次、備え附けの投票箱に投票しなければならない」を「議長の指示に従つて、順次、投票する」に改める。

第30条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第31条第3項中「きいて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第35条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第37条第1項中「聞き」を「聴き」に改める。

第38条中「まつて」を「待つて」に改める。

第39条第1項中「ついで」を「次いで」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第42条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第44条第2項中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第52条第4項中「当つて」を「当たつて」に改める。

第54条の見出し中「発言」の次に「討論」を加え、同条中「終つた」を「終わつた」に、「終る」を「終わる」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第56条第1項中「こえる」を「超える」に改める。

第57条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第59条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第60条第1項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第4項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第63条第2項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(オンラインの方法による質問等)

第63条の2 議員は、第2条(欠席の届出)の規定により会議に出席できない場合、第62条(一般質問)第1項及び前条第1項の質問を映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下この条において「オンラインの方法」という。)により行うことを希望するときは、議長の承諾を得て、オンラインの方法により質問することができる。

2 議長は、前項の承諾をするときは、当該承諾を求める議員の意見を聴いて、オンラインの方法により質問をするに当たつて必要な装置が設置された場所であつて議長が相当と認める場所を指定して行うものとする。

3 議員がオンラインの方法により質問する場合において、議長は、当該議員が法第129条第1項の規定による命令に従わないときは、回線の遮断により、映像及び音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

4 議員がオンラインの方法により質問する場合において、第50条(発言の許可等)第1項中「得た後、演壇又は質問席においてしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる」とあるのは「得てしなければならない」と、第52条(通告制を用いる場合の発言及び順序)第4項中「欠席したとき、又は発言の順位に当たつても発言しないとき若しくは議場に現在しないとき」とあるのは「質問の順位に当たつても質問しないとき、又はオンラインの方法への接続ができないとき(接続した後であつても通信環境の悪化等によりオンラインの方法による質問を継続することが困難であると

きを含む。）」と読み替えるものとする。

5 オンラインの方法による質問方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第65条中「又は」を「、又は」に改める。

第66条中「写」を「写し」に、「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第69条中「附ける」を「付ける」に改める。

第70条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第72条及び第73条中「行なう」を「行う」に改める。

第74条中「行なう」を「行う」に改め、「効力）」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第76条中「はかる」を「諮る」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第77条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第78条第2項中「速記法又は録音機器」を「議長が適当と認める方法」に改める。

第79条中「、印刷して」を削る。

第87条の2第1項中「第89条」の次に「（一括議題）」を、「第92条」の次に「（先決動議の表決の順序）」を、「第101条」の次に「（少数意見の留保）」を、「第112条」の次に「（発言時間の制限）」を、「第130条」の次に「（簡易表決）」を、「第131条」の次に「（表決の順序）」を加える。

第89条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第91条中「行なう」を「行う」に改める。

第92条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第93条中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない」に改める。

第103条中「終った」を「終わった」に改める。

第104条中「附け」を「付け」に改める。

第107条中「すべて」を「全て」に改める。

第109条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第111条第1項中「終った」を「終わった」に、「終る」を「終わる」に改める。

第112条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第114条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第115条第1項中「終った」を「終わった」に改め、同条第4項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第117条中「又は」を「、又は」に改める。

第118条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる」に改める。

第119条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第4項中「行なう」を「行う」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同条第6項中「はかり」を「諮り」に改める。

第120条中「第1章・第4節」を「、第1章第4節」に改める。

第121条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第123条中「附ける」を「付ける」に改める。

第124条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第125条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第126条及び第127条中「行なう」を「行う」に改める。

第128条中「行なう」を「行う」に、「、及び」を「第1項から第3項まで及び」に改める。

第130条中「はかる」を「諮る」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第131条第1項中「とる」を「採る」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第132条第1項中「第122条」の次に「（不在委員）」を加え、同条第2項中「第124条」の次に「（起立による表決）」を、「第128条」の次に「（選挙規定の準用）」を、「第130条」の次に「（簡易表決）」を加える。

第136条第2項中「、法人の名称」を「並びに法人の名称」に改め、同条に次の2項を加える。

5 請願者が請願書（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第138条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第138条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第138条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第140条第1項中「意見を付け、」を削り、同条第2項中「附記」を「付記」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第141条中「これを請求」を「、これを請求」に改める。

第142条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第143条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第147条を次のように改める。

(決定の通知)

第147条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第149条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長又は委員長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第154条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第156条中「すべて」を「全て」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

第158条第1項中「すみやか」を「速やか」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第158条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員

会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

第159条中「行なう」を「行う」に改める。

第160条中「こえる」を「超える」に改める。

第8章中第164条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第163条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（議事日程の作成及び配布）、第66条（答弁書の配布）、第79条（会議録の配布）、第118条（答弁書の配布）、第137条（請願文書表の作成及び配布）第1項及び第138条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組

織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第163条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第74条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第164条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

オンラインの方法により一般質問の実施を可能とする等のため、関係規定を整備する。

議案第 39 号

財 産 の 取 得 に つ い て

下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び苫小牧市財産条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月11日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 高規格救急自動車 |
| 2 | 取得の方法 | 買入れ |
| 3 | 取得予定価格 | 29,678,000円 |
| 4 | 相手方 | 札幌市東区苗穂町13丁目2番17号
株式会社北海道モリタ
代表取締役 岩 村 純 一 |